

- ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
- 既に**85%**以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- 還付申告は**1月4日**から受付しています。

●令和5年分確定申告の受付期間

所	得	税	等	令和 6 年 2 月 16 日(金) ~ 令和 6 年 3 月 15 日(金)
個人	、事業者	の消費	貴税	令和 6 年 1 月 4 日(木) ~ 令和 6 年 4 月 1 日(月)
贈	与		税	令和 6 年 2 月 1 日(木) ~ 令和 6 年 3 月 15 日(金)

- (注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。
- (注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行って いません。
- (注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、相談及び申告書の受付は行っておりません。

ただし、一部の会場では、2月25日(日)に確定申告の相談及び申告の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁HPでご確認ください。)。当日の会場は、大変混雑が予想されますので、国税庁HPのチャットボット(ふたば)や確定申告電話相談センター(2月18日(日)と25日(日)にも開設)もぜひご利用ください。

●令和5年分確定申告に係る納期限・振替日

			納	期	限	振	替	日
所	得	税等	令和 6	年3月15日	(金)	令和6年4	月 23	日(火)
個人	事業者	の消費税	令和(6 年 4 月 1 日	(月)	令和6年4	月 30	日(火)
贈	与	税	令和 6	年3月15日	(金)			

- (注1)納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。
- (注2)振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。 なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで 延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。